



台志市

農業委員会だより

第14号

平成25年3月29日発行

■発行／編集 台志市農業委員会 〒861-1195台志市竹迫2140番地 TEL096-248-1487



主な内容

- 農業委員の紹介
- 農地相続による届出について
- 農地賃借料情報
- 家族経営協定調印式
- 農業委員活動報告
- 農地あつせん情報

農業委員の紹介

新たに農業委員に就任され、合志市の農業振興のために活躍していただく新委員の皆さんを紹介します。

委員の担当地区

立割・小合志・辻久保・小池  立山 輝夫 合生3546 (選挙)	群  吉住 繁寛 豊岡2402-12-2 (選挙)	原口・原口下  職務代理 福嶋求仁子 豊岡65 (選挙)	上生・城  会長 森 健夫 上生922 (選挙)	
中林・後川辺  佐々木和義 栄241 (選挙)	日向・新迫  松永 正男 竹迫246 (選挙)	江良・生坪・弘生・高木  松岡 親房 合生837 (選挙)	上町・下町・横町  今坂 義治 竹迫1521 (選挙)	
大池・東大池・若原・御代志  峯 隆吉 野々島4393-54 (選挙)	上庄上  坂本 弘之 上庄109-1 (選挙)	本村・北  大島 浩 野々島3284 (選挙)	全域(上庄)  合志 隆敏 上庄1353 (議会)	外園・湯之端・東・芝原  松田 和晴 野々島5231-3 (選挙)
平島・鹿水  大嶋 和博 栄3388-5 (選挙)	全域(上庄)  木永 つや子 上庄1177 (議会)	灰塚・黒松・中尾  中島 忠喜 野々島85 (選挙)	乙丸・今町・油古閑・二子  松岡 正義 幾久富1395 (選挙)	全域(東)  上野かよ子 野々島2574-1 (議会)

<p>全域(出分)</p>  <p>早田 實 福原656 (J A)</p>	<p>上庄下</p>  <p>合志 賢二 上庄2017-1 (選挙)</p>	<p>全域(黒石)</p>  <p>大藪 真裕美 須屋2541 (議会)</p>	<p>黒石原</p>  <p>鈴木 憲治 豊岡1900-8 (選挙)</p>	<p>御領・野付</p>  <p>江藤 政晴 福原2682-2 (選挙)</p>
<p>全域(辻)</p>  <p>九重 征 野々島3102 (土改)</p>	<p>全域(中林)</p>  <p>村上 光徳 栄1287 (共済)</p>	<p>辻・木原野</p>  <p>中村 孝一 野々島3156 (選挙)</p>	<p>出分・上古閑・新古閑</p>  <p>田崎誠也 福原964 (選挙)</p>	<p>新開・東須屋・黒石・黒石団地</p>  <p>水野 哲也 須屋2579-3 (選挙)</p>

農業委員活動報告

草刈作業を実施しました。

農業委員会では、昨年十一月に農業委員活動として農地畔の草刈作業を実施しました。耕作放棄地の雑草は、病害虫の発生や、枯れ草からの火災等近隣の農地に影響を与えるだけでなく、不法投棄の場になったりします。年に一度は耕起するなど適切な管理をするか、地域の担い手に利用集積を図ってほしいです。



家族経営協定調印式

12月26日、合志庁舎で家族経営協定調印式が実施されました。これは、農業も仕事の役割分担や、給料形態をきちんと文書にして経営をやっていこうというもので、今回12組の締結がありました。この協定をきっかけに、これまで以上に家族間で話し合い、農業の発展につなげていただきたいと思います。



農地を相続などで取得したときの届出について

相続や時効などで農業委員会の許可を必要とせずに農地を取得した場合、取得した農地の存する市町村農業委員会に届出が必要です。届出をもとに農業委員会は農地の管理などについて相談に応じております。

農地のあっせん情報

①所在地／野々島 古閑原 1320
地目／畑
面積／**1550m²**
②所在地／野々島 前田 3397
地目／田
面積／**1122m²**
③所在地／野々島 前田 3410
地目／田
面積／**753m²**
3筆合わせての売買を希望

売買 80万円/反

①所在地／②合生 迫原 205
地目／畑
面積／**914m²**
②所在地／合生 庄田 1070
地目／田
面積／**397m²**
③所在地／合生 居屋敷 2101
地目／田
面積／**1,038m²**
3筆合わせての売買を希望

売買 80万円/反

①所在地／合生 東原 1511-1
地目／畑
面積／**297m²**
②所在地／合生 東原 1511-6
地目／畑
面積／**569m²**
③所在地／合生 東原 1542-1
地目／畑
面積／**56m²**
④所在地／合生 東原 1542-6
地目／畑
面積／**781m²**
4筆合わせての賃借を希望

賃借 5千円/4筆

※農地を取得するには一定の要件(50a以上の耕作面積等)があります。

表紙の説明

今回表紙に登場していただいたのは、24年度にいちご農家として新規就農された守田正明さん(御代志 写真・右)です。守田さんは、4人の子育てが一段落したことを機に永年やりたいと思っていた農業をすることを決意。緒方勲さん(木原野 写真・左)・美津子さん(写真・中央)夫婦のいちご農家で一年間の研修を受け昨年6月

に就農した。いちごは、収穫から出荷までの間に商品に触れるのは2回までなのだという。研修中、イチゴ栽培のノウハウを習得するだけでなく、パック詰めもずいぶん練習したとか。「まだわからないことばかりです…。しかし農業に生きがいを感じています」と話す守田さん、これから頑張ってください。

合志市農地賃借料情報

平成24年1月～12月までに締結された賃借料水準は以下のとおりです。作付作物などによって金額に差があります。あくまで参考金額ですので契約にあたっては、貸し手・借り手双方の信頼関係に基づき十分話し合ってください。
(金額は10a当たり)

	ほ場整備内		ほ場整備外	
	田	畑	田	畑
集計筆数	138	165	35	67
平均額	22,300円	17,400円	21,100円	12,800円
最高額	31,800円	26,000円	32,000円	20,000円
最低額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円

農業者年金は老後生活を がっちりサポート

農業従事者なら広く加入できます

(加入要件)

- ①国民年金の第一号被保険者(保険料納付免除者を除く)
 - ②年間60日以上農業に従事
 - ③60歳未満
- 1、2、3の全てにあてはまる人ならごなたでも加入できます。

終身年金で80歳までの保証付きです

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死病一時金として遺族に支給されます。
公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。

保険料は月額2万円から6万7千円までの間で自由に決められ、支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。

農業の担い手には手厚い政策支援(保険料の国庫補助)があります。

一定の要件を満たす方は、最長20年間、国から保険料補助があります。国庫補助を受ける期間の保険料は2万円固定されて、加入者負担額は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

区分	必要な条件	国庫補助金	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
3	区分1または2の物と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
4	認定農業者または青色申告者のいづれか一方を満たす者で、3年以内に両方満たすことを約束した者	6,000円(3割)	4,000円(2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円(3割)	—